

令和4年度 Waiwai ドームしもつま（屋根付多目的広場）
スポーツ・カルチャー利用促進制度規約

平日の日中など、利用率の低い時間帯のスポーツ・カルチャープログラムによる利用促進を図るため、通年予約や減免を行うものである。

1. 利用促進枠

平日（火・祝除く）

9：00～15：00、17：00～19：00

第2・4土曜日

9：00～15：00

2. 対 象

法人・団体（団体の場合、団体の組織及び活動のために代表者を置き、規約又は会則を有し、継続的に活動を行っていることを条件とする。）とし、事前に申し込みを行う。

3. 内 容

- ・各日の利用時間の上限は3時間とする。
- ・定期的に行うプログラムは、半面利用を原則とする。
- ・施設使用料を5割減免する。
- ・通年で利用日を申請できるが、月の初回利用日の2か月前までに利用を確定し、月の利用料の全額を支払う。
- ・利用希望が重複した場合は、抽選で決定する。（2次申込は先着順）

4. その他

- ・令和5年度以降について、制度の継続を補償するものではない。
- ・主催者の責任により参加者の対応をすることとし、消費トラブルや賠償責任が生じた場合でも、市は一切関与しない。
- ・有料プログラムも可とするが、不利益が生じた場合でも市は一切責任を負わない。
- ・必要に応じ、市長が別に定める取り決めに従うこと。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設の閉鎖等の利用制限が生じた際は、行政の指示に従うこと。